

東部総合公園の指定管理業務に関する基本協定書
(案)

令和 5 年 ● 月

宇都宮市

目次

第1章	総則	1
	(本協定の目的)	1
	(指定管理者による管理)	1
	(公共性の尊重)	1
	(信義誠実の原則)	1
	(用語の定義)	1
	(管理物件)	1
	(指定期間)	1
第2章	本業務の範囲と実施条件	2
	(本業務の範囲)	2
	(市又は指定管理者が行う業務の範囲)	2
	(業務実施条件)	2
	(経理の独立)	2
第3章	本業務及び附帯業務の実施	2
	(本業務及び附帯業務の実施)	2
	(第三者による実施)	2
	(緊急時の対応)	3
	(情報管理)	3
	(環境配慮)	3
	(行政手続)	3
	(暴力団の排除)	3
	(関係法令の遵守)	4
第4章	管理物品等の扱い	4
	(市による管理物品の貸与)	4
	(指定管理者による備品等の購入等)	4
第5章	業務実施に係る市の確認事項	4
	(事業計画書)	4
	(指定管理者によるセルフモニタリング)	4
	(市によるモニタリング)	5
	(事業報告書及び業務報告書等)	5
	(事業実施状況の確認と改善勧告)	5
	(意見箱の設置)	6
	(意見交換等の実施)	6
第6章	指定管理料及び利用料金等	6
	(指定管理料の支払い)	6

(利用料金収入の取扱い)	6
(利用料金の決定)	6
(施設整備費の調整)	7
第7章 損害賠償及び不可抗力	7
(損害賠償等)	7
(第三者への賠償)	7
(指定以外の避難所等としての使用)	7
(避難所等として使用した場合の費用等の負担)	8
(不可抗力発生時の対応)	8
(不可抗力によって発生した費用等の負担)	8
(不可抗力による一部の業務実施の免除)	8
第8章 指定期間の満了	8
(業務の引継ぎ等)	8
(原状回復義務)	9
(管理物品等の扱い)	9
第9章 指定期間満了以前の指定の取消し	9
(市による指定の取消し)	9
(不可抗力による指定の取消し)	10
(指定期間終了時の取扱い)	10
第10章 その他	11
(業務の未実施による指定管理料の減額)	11
(相殺)	11
(権利・義務の譲渡の禁止)	11
(請求, 通知等の様式その他)	11
(協定の変更)	11
(解釈)	11
(協議)	12
別紙1 用語の定義	1
別紙2 管理物件	1
別紙3 市又は指定管理者が自らの責任と費用において実施する業務の範囲	1
別紙4 本業務及び附帯業務を実施するにあたり遵守すべき法令	1
別紙5 セルフモニタリング基準	2

東部総合公園の指定管理業務に関する基本協定書（案）

宇都宮市（以下「市」という。）と●●●●（以下「指定管理者」という。）とは、東部総合公園整備運営事業（以下「本事業」という。）により整備した東部総合公園の管理に関して、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、東部総合公園を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者による管理）

第2条 市は、宇都宮市公園条例（昭和29年宇都宮市条例第27号。以下「条例」という。）

第34条の規定に基づき、東部総合公園の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に東部総合公園の管理業務（以下「本業務」という。）を行わせる。

（公共性の尊重）

第3条 指定管理者は、東部総合公園の設置目的及び本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において使用する用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 指定管理者は、管理物件を東部総合公園の設置目的以外に使用してはならない。

（指定期間）

第7条 指定管理者に本業務を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2 本業務に係る会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第35条に規定する本業務の詳細は、公募設置等指針及び認定計画に定めるとおりとする。

(市又は指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 市又は指定管理者が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、別紙3のとおりとする。

(業務実施条件)

第10条 指定管理者が本業務及び附帯業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、公募設置等指針及び認定計画に示すとおりとする。

(経理の独立)

第11条 指定管理者は、本業務に関する経理を明らかにするため、独立した経理を行わなければならない。

第3章 本業務及び附帯業務の実施

(本業務及び附帯業務の実施)

第12条 指定管理者は、本協定、年度協定、条例及び関係する法令のほか、公募設置等指針等及び認定計画に従って本業務及び附帯業務を実施するものとする。

2 認定計画において公募設置等指針を上回る水準が提案されている場合は、認定計画に示された水準によるものとし、実施費用はすべて指定管理者の負担とする。

(第三者による実施)

第13条 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。なお、市が承諾した業務を委託する場合は、委託先を市内事業者から選定するよう努めることとする。

2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

3 本業務の一部を第三者に委託した場合は、第15条から第19条までの規定を準用する。

(緊急時の対応)

第14条 指定期間中、本業務及び附帯業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者は、市と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(情報管理)

第15条 指定管理者又は本業務及び附帯業務の全部又は一部に従事している者若しくは従事していた者は、これらの業務の実施によって知ることができた秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定期間を取消された後においても同様とする。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和4年宇都宮市条例第31号）の規定に従い、本業務及び附帯業務の実施を通じて取得する個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

3 本業務及び附帯業務の全部又は一部に従事している者又は従事していた者は、その業務について知ることができた個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

4 指定管理者は、宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）の趣旨に則り必要な措置を講じるものとし、東部総合公園の管理について情報公開が求められたときは、同条例の例によるものとする。

5 指定管理者は、管理のために作成した文書を、宇都宮市文書取扱規程（平成23年宇都宮市訓令第1号）に準じて保存しなければならない。

(環境配慮)

第16条 指定管理者又は本業務及び附帯業務の全部又は一部に従事する者は、これらの業務を実施するに当たり、宇都宮市環境基本条例（平成13年宇都宮市条例第32号）の規定に従い、市としての責務を果たすとともに、環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第17条 指定管理者は、宇都宮市行政手続条例（平成8年宇都宮市条例第41号）及び宇都宮市行政手続条例施行規則（平成9年宇都宮市規則第31号）の規定に従い、本業務及び附帯業務の実施にあたり、行政庁として、行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第18条 指定管理者は、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）の

規定に従い、本業務及び附帯業務の実施に当たり、暴力団排除のために必要な措置を講じなければならない。

(関係法令の遵守)

第19条 指定管理者は、本業務及び附帯業務の実施に当たり、第15条から第18条までに掲げるもののほか、別紙4に掲げる法令を遵守しなければならない。

第4章 管理物品等の扱い

(市による管理物品の貸与)

第20条 市は、別紙2に定める管理物品を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、別紙2に定める管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 別紙2に定める管理物品が経年劣化等により本業務及び附帯業務の実施の用に供することができなくなった場合、市は、指定管理者との協議により、必要に応じて市の費用で当該管理物品を購入又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により別紙2に定める管理物品を毀損又は滅失したときは、市に対しこれを弁償又は指定管理者の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第21条 指定管理者は、別紙2に定める管理物品以外で、本業務及び附帯業務の実施に当たり必要な備品等（消耗品を含む。）を、指定管理者の費用により購入又は調達し、本業務及び附帯業務の実施のために供するものとする。

- 2 前項に定める備品等が経年劣化等による本業務及び附帯業務の実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(事業計画書)

第22条 指定管理者は、毎年度、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の承諾を得なければならない。

- 2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者との協議により決定するものとする。

(指定管理者によるセルフモニタリング)

第23条 指定管理者は、事業期間を通して、責任ある事業主体として公募設置等指針を満

たすとともに、自らが提案した認定計画に基づき、適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかについてセルフモニタリングを行うものとする。

- 2 指定管理者によるセルフモニタリングは、別紙5に定めるセルフモニタリング基準に基づき行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出しなければならない。

(市によるモニタリング)

第24条 市は、認定計画に基づく事業の履行状況等に関するモニタリングを行うものとし、指定管理者は、これに最大限協力しなければならない。

(事業報告書及び業務報告書等)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、本業務及び附帯業務に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、市の承諾を得なければならない。

- (1) 本業務の収支状況に関する事項
- (2) 業務の実施に関する事項
- (3) 施設の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金収入の明細に関する事項
- (5) その他市が指示する事項

2 指定管理者は、毎月、月末から10日以内に、本業務及び附帯業務に関し、前項各号に示す事項を記載した業務報告書を提出し、市の承諾を得なければならない。

3 指定管理者は、市が第43条及び第44条の規定に基づいて、年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書及び事業報告書を提出しなければならない。

4 市は、必要があると認めるときは、事業報告書若しくは業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

5 指定管理者は、毎年度（指定期間の最終年度を除く。）終了後、速やかに法人税法第74条に基づく法人税確定申告及びその添付資料（法人税確定申告をしていない場合は、これに準ずるもの）を市に対して提出しなければならない。

(事業実施状況の確認と改善勧告)

第26条 市は、事業報告書及び業務報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、半年に1回以上、管理施設へ立ち入るものとする。また、市は指定管理者に対して本業務及び附帯業務の実施状況やこれらの業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び本条第1項による確認の結果、指定管理者による業務実施が公募設置等指針及

び認定計画その他の市が示した条件を満たしていない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 4 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(意見箱の設置)

第27条 指定管理者は、利用者の意見や要望を適切に把握し、サービスの維持・向上に反映させるため、管理施設内に、利用者が自由に意見を記述することができる「意見箱」を設置しなければならない。

- 2 指定管理者は、投かんされた意見を毎日処理するとともに、毎月業務報告書とともに市に提出しなければならない。

(意見交換等の実施)

第28条 指定管理者は、より良い管理運営を実現するため、管理運営に係る課題解決やサービス向上の方策などについて、毎月、市と意見交換や協議をする場を設けなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料の支払い)

第29条 市は、本業務及び附帯業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

- 2 市が指定管理者に対して年度毎に支払う指定管理料は、別途年度協定に定めるものとする。
- 3 指定管理料は、月毎に分割してこれを支払う。
- 4 指定管理者は、毎月末日から10日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付するものとする。市は、当該請求書を受領してから30日以内に指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第30条 指定管理者は、管理施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第31条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。

(施設整備費の調整)

第32条 利用料金中に含まれる施設整備に関する費用を調整するため、指定管理者は、利用料金として徴収した額のうち、認定計画においてあらかじめ定めた額を超過した額の2割を、当該利用料金を徴収した年度又はその次の年度中（ただし、利用料金を徴収した年度が指定期間の最終年度である場合には、当該利用料金を徴収した年度中）に、東部総合公園利用者に対するサービス向上のための費用に直接充当するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者は、直接充当したことが明らかになるように、帳簿その他の書類を備えておかなければならない。

3 前二項の規定に関わらず、各年度終了後30日以内に、指定管理者が利用料金として徴収した額のうちあらかじめ定めた額を超過した額の2割を指定管理者は市に納付し、又は市は指定管理者に支払う指定管理料と相殺することができる。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 指定管理者は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務及び附帯業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 指定管理者は、第三者に対する損害を賠償するため、自らのリスクに対して、適切な範囲の損害賠償保険に加入するものとし、当該費用については指定管理者が負担するものとする。

(指定以外の避難所等としての使用)

第35条 市が、東部総合公園を避難所等として指定していない場合においても、天災等の災害が発生した場合、市が必要と認めるときには、東部総合公園を避難所等として使用することができる。なお、この場合、指定管理者は、市の指示に従わなければならない。

2 前項の規定に基づき避難所等として使用する場合、市は、指定管理者に対して本協定に定める本業務及び附帯業務の全部又は一部の実施について、免除することができるものとする。

(避難所等として使用した場合の費用等の負担)

第36条 東部総合公園を避難所等として使用した場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、前条第2項の規定に基づき指定管理者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用などの状況の確認を行った上で、指定管理者との協議を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第37条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第38条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで、指定管理者との協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険により補填された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務及び附帯業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、指定管理者は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により本業務及び附帯業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議のうえ、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 指定管理者は、第7条第1項に定める指定期間の終了に際し、市が指定する日までに、市又は市が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を市が十分と認める水準で行うとともに、その実施について市に報告しなければならない。この場合、指定管理者は、業務

引継ぎを行うために、指定管理者において要した費用を負担するものとする。

- 2 市は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第41条 指定管理者は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前条の規定に関わらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理物品等の扱い)

第42条 指定期間の終了に際し、別紙2に定める管理物品については、指定管理者は市又は市が指定する者に対して引き継がなければならない。

- 2 指定期間の終了に際し、第21条第1項の規定により指定管理者が自己の費用により購入又は調達した備品等については、指定管理者の責任において撤去するものとする。ただし、必要に応じて市と指定管理者が協議した場合はこの限りではない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(市による指定の取消し)

第43条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項及び宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宇都宮市条例第35条）第7条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務及び附帯業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、宇都宮市の入札に参加できない団体等に該当したとき
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、宇都宮市もしくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部もしくは一部を取消され、その取消の日から2年（他の公共団体の場合は1年）を経過しない団体等（ただし、指定管理者の責めによらない場合を除く。）又は当該業務の全部もしくは一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の公共団体の場合は6か月）を経過しない団体等（ただし、当該団体の責めによらない場合を除く。）に該当したとき
- (3) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等に該当したとき。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（2分の

1以上)に準じ、宇都宮市の出資法人等や地域団体等の団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、本規定を適用しないことがある。

- (4) 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定するもの）が役員就任、経営関与等を行っている団体等に該当したとき
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税又は宇都宮市税を滞納している団体等に該当したとき
- (6) 業務に際し不正行為があったとき
- (7) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (8) 本協定第26条第3項の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき
- (9) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (10) 手形もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払い停止事由が発生したとき
- (11) 差押、仮差押え又は仮処分を受けたとき
- (12) 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
- (13) 当該施設の管理運営に必要な事項における許認可等について、監督官庁から許認可等の取り消し処分又は停止処分を受けたとき
- (14) その他市が必要と認めるとき

2 市は、前項に基づいて指定を取り消し、又は期間を定めて本業務及び附帯業務の全部又は一部の停止を行う場合には、宇都宮市行政手続条例の規定により行わなければならない。

3 第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて本業務及び附帯業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責を負わない。

（不可抗力による指定の取消し）

第44条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務及び附帯業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しがなされた場合の指定管理料は、月額指定管理料を日割り計算により精算し、市、指定管理者双方とも相手方に損害賠償を請求することはできない。

（指定期間終了時の取扱い）

第45条 第40条から第42条までの規定は、前二条の規定により指定期間が終了した場合に、これを準用する。ただし、市、指定管理者が合意した場合はその限りではない。

2 前二条の規定により指定の取消しがなされた場合であっても、指定管理者は、指定期間

の終了日まで、善良なる管理者の注意をもって誠実に本業務を継続するものとする。ただし、この場合、指定の取消し以降、市は指定管理者に代わって自ら本業務及び附帯業務を行うことがある。

第10章 その他

(業務の未実施による指定管理料の減額)

第46条 市は、指定管理者が正当な理由がなく、業務を実施しないとき、及び第43条第1項各号に該当し、指定の取消し、又は業務の全部もしくは一部を停止させたときは、当該月の月額指定管理料を日割り計算により減額する。

(相殺)

第47条 指定管理者は、協定書等に関して損害賠償金その他市に対する金銭債務が発生した場合、指定管理者が市に対して有する金銭債権との間で相殺されることをあらかじめ承諾する。

2 指定管理者が第43条第1項第10号から第12号に該当したときは、指定管理者が市に対して有するすべての金銭債務は直ちに期限の利益を失うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第48条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する市、指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、市、指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、市、指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めによるものとする。

4 協定書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(協定の変更)

第50条 本業務及び附帯業務に関し、これらの業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第51条 市が本協定の規定に基づき書類の受領，通知若しくは立会いを行い，又は説明もしくは報告を求めたことをもって，市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(協議)

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については，市と指定管理者の協議の上，これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため，本協定書●通を作成し，市と指定管理者それぞれ記名押印のうえ，各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

市	所在地	宇都宮市旭1丁目1番5号
	代表者氏名	宇都宮市長 佐藤 栄一 ⑩
指定管理者	代表法人	_____
	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ ⑩
	構成法人	_____
	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ ⑩

別紙1 用語の定義

1. 「公募設置等指針」とは、東部総合公園整備運営事業 公募設置等指針をいう。
2. 「公募設置等指針等」とは、本事業に関して市が公表した公募設置等指針, 参考資料, 様式集及び質問回答書をいう。
3. 「附帯事業」とは、本業務と併せて指定管理者が実施する自主事業のことをいう。
4. 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
5. 「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う本業務及び附帯業務実施の対価をいう。
6. 「認定計画」とは、認定計画提出者が公募設置等指針等に基づき市に提出し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項に基づき認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類をいう。
7. 「認定計画提出者」とは、市が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。本協定においては、「指定管理者」のこと。
8. 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
9. 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等の災害で、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減や、上記天災、人災によらない施設の損傷等は不可抗力に含まないものとする。
10. 「法令」とは、全ての法律、政令、省令、条例、規則等、正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
11. 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として支払われる施設利用料金のことをいう。

別紙2 管理物件

1. 管理施設

- ・
- ・

認定計画に基づき記載する。

2. 管理物品

- ・
- ・

別紙3 市又は指定管理者が自らの責任と費用において実施する業務の範囲

リスクの種類	内容	宇都宮市	指定 管理者
法令変更	指定管理者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更	協議事項	
税制度変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	—
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応	—	○
第三者賠償	指定管理者が工事・維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合	—	○
物価	指定管理者決定後の インフレ・デフレ	本事業	協議事項
		附帯事業	— ○
金利	指定管理者決定後の金利変動	本事業	協議事項
		附帯事業	— ○
不可抗力	自然災害や感染症流行・テロ等の人災の発生による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	本事業	○ —
		附帯事業	— ○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	—
	指定管理者の責任による中止・延期	—	○
	指定管理者の事業放棄・破綻	—	○
債務不履行	本市の本事業の協定内容の不履行	○	—
	指定管理者の事由による業務又は本事業に関する協定内容の不履行	—	○
資金調達	必要な資金確保	—	○
申請コスト	申請費用の負担	—	○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担	—	○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク	—	○
運営費の増大	本市の責による運営費の増大	○	—
	本市以外の責による運営費の増大	—	○
管理施設の 修繕等	経年劣化による損傷の修繕（1件30万円以下のもの）	—	○
	経年劣化による損傷の修繕（1件30万円を超えるもの）	○	—
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件30万円以下のもの）	—	○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件30万円を超えるもの）	○	—
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	—	○
	施設管理上の瑕疵による事項	—	○
	個人情報情報の漏洩による事項	—	○

リスクの種類	内容	宇都宮市	指定 管理者
火災保険への 加入	—	○	—
管理施設の 増改築, 移設	—	○	—
施設競合	競合施設による利用者減, 収入減	—	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	—	○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情 等	—	○

【凡例】 ○：リスクを負担する，—：リスクを負担しない

※1 自然災害等の不可効力への対応

- ・災害により施設が損傷した場合は，指定管理者で応急復旧を行ってください。
- ・特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合，本市は，指定管理者に対して当該施設等に関する業務一部又は全部の停止を命じることがあります。

別紙4 本業務及び附帯業務を実施するにあたり遵守すべき法令

本協定第15条から第18条までに掲げるもののほか、本業務及び附帯業務を実施するにあたり、指定管理者が遵守しなければならない法令は次のとおりとする。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
2. 消防法（昭和23年法律第186号）
3. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
4. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
5. 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）
6. 都市公園法（昭和31年法律第79号）
7. 宇都宮市公園条例（昭和29年宇都宮市条例第27号）
8. 宇都宮市公園条例施行規則（昭和38年宇都宮市規則第15号）
9. 宇都宮市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年宇都宮市条例第32号）
10. 宇都宮市風致地区条例（平成16年宇都宮市条例第20号）
11. 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成12年宇都宮市条例第18号）
12. 障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則（平成12年宇都宮市規則第25号）
13. その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

別紙5 セルフモニタリング基準

特定公園施設の施設内容の確定後、市と指定管理者の協議の上、作成する。